

令和7年分の

確定申告について

令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までの間に、居住地を管轄する税務署にて確定申告をしてください。確定申告に必要な当基金の源泉徴収票は、1月中旬～末日ごろ、『みずほ信託銀行』から直接みなさまのご自宅へお送りします。

確定申告についての詳細は次ページでご確認ください。

確定申告の手続き方法や税金に関する質問は、皆様の住所地を管轄する税務署までお問い合わせください。

基金からお支払いしている年金の源泉徴収票の再発行についてはみずほ信託銀行に直接ご依頼ください。

みずほ信託銀行再発行窓口

年金 03-3643-3975 **一時金** 03-3643-3973

支払い時の住所と源泉徴収票受取希望の住所が異なる場合、みずほ信託銀行へ直接依頼ができませんので、花王グループ企業年金基金までご連絡ください。

花王グループ企業年金基金

03-3660-7687 受付時間：10時～12時 13時～16時

「公的年金等の源泉徴収票」がマイナポータルからダウンロードが可能になりました。詳細は基金ホームページよりご確認ください。

花王グループ企業年金基金 トップページ <https://www.kaopension.or.jp>

※ダウンロードの対象となる公的年金等の源泉徴収票は、過去5年分となります。



医療費の還付申告^(※)について

(※)還付申告は1月から手続きが可能

医療費控除について

ご本人、扶養のご家族等が1年間(1月～12月)で自己負担した医療費が10万円(年収200万円未満の場合は所得の5%)を超えた場合、確定申告をすることで税金の一部が返ってきます。

セルフメディケーション税制について

ご本人、扶養のご家族等が対象の医薬品を購入した額が1年間(1月～12月)で12,000円を超えた場合、確定申告をすることで税金の一部が返ってきます。

※「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は併用できませんので、どちらか一方をご自身で選択してください。

マイナポータル連携で
医療費控除が申告できます



マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得し、所得税の確定申告書を作成する際に自動入力することができます。

スマホとマイナンバーカードで e-Tax

マイナンバーカードを持っていれば、スマホからe-Taxの利用が便利です。スマホでマイナンバーカードを読み取り、申告することができます。マイナポータル連携で、公的年金等の源泉徴収票や医療費控除など一部の情報が自動入力されます。

e-Taxについて詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

e-tax

検索

または <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

